

平成26年度 第2回

茨 木 市 都 市 計 画 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	平成26年度第2回茨木市都市計画審議会
開催日時	平成26年10月2日(木) 午後3時開会・午後5時10分閉会
開催場所	茨木市男女共生センターローズWAM5階 研修室501・502
会 長	建山 和由
出席者	〔 委 員 〕 建山 和由、澤木 昌典、秋山 孝正、原田 由美子 <以上学識経験者> 辰見 登、河本 光宏、朝田 充、米川 勝利、大村 卓司、 山崎 明彦、福丸 孝之、松本 泰典、安孫子 浩子、下野 巖 <以上市議会推薦> 池田 恵次、岸田 庸子 <以上市民> (以上、計16名)
欠席者	神吉 紀世子、藤里 純子、木村 正文、平野 明
専門委員	長尾 謙吉、紅谷 昇平、加我 宏之(欠席)
事務局	柴崎副市長、楚和副市長、中岡市理事、大塚都市整備部長、 田邊都市政策課長、石野都市政策課計画係長
議題(案件)	<審議する案件> ○市決定案件 ・北部大阪都市計画地区計画の変更について <報告事項> ・都市計画マスタープラン(素案)について
傍聴者	2名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○石野係長	ただ今から、平成26年度第2回茨木市都市計画審議会を開会する。 開会にあたり、柴崎副市長からあいさつを申し上げる。
○柴崎副市長	(あいさつ)
○石野係長	本日の出席状況であるが、委員総数20名のところ出席者は16名となっており、茨木市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。 また、本日は2名の方が傍聴されている。 なお、本日は都市計画マスタープランの改定に関する報告があり、専門委員にもご出席いただいている。 (専門委員を順次紹介) それでは、茨木市都市計画審議会条例第7条第1項の規定により、以後の審議会の進行を、建山会長にお願いする。専門委員におかれては、案件の審議が終了するまでお待ちいただくよう、お願い申し上げます。
○建山会長	これより議長を務めさせていただくので、協力をお願いする。 本日は、都市計画の変更案件が1件、付議されている。 また、現在市で改定を進めている都市計画マスタープラン(素案)について、市担当課から報告を受ける予定である。
○建山会長	『議第85号 北部大阪都市計画地区計画の変更について』 では、はじめに、議第85号について審議することとする。 本案件は、建築基準法施行令の一部改正に伴い、条文の項番号が変更になったため、都市計画の変更を行うものである。 それでは、事務局から説明をお願いする。 (事務局説明)
○建山会長	事務局からの説明は以上であるが、意見等はないか。 (意見なし)
○建山会長	建築基準法施行令第135条の21とはどういった規定であるか。
○大塚部長	地区計画の地区整備計画で壁面の位置についての制限を行っている

議 事 の 経 過

発 言 者

議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

が、この制限を緩和できる対象を規定した条文である。

○建山会長

本案件については、建築基準法施行令の改正に伴う条文項番号の変更であり、やむを得ない変更であると思うが、都市計画の案のとおり承認することについて異議はないか。

(異議なし)

○建山会長

それでは、原案のとおり可決する。

『報告事項 都市計画マスタープラン(素案)について』

○建山会長

続いて、現在市で改定を進めている都市計画マスタープランの報告に移る。これまでに3回の常務委員会で議論を重ね、市が素案としてまとめたところであるが、本審議会の意見を聞いた上で必要に応じて修正し、パブリックコメントに諮る予定ということである。

以後は、専門委員にも議論に参加していただくので、よろしく願います。

それでは、市から報告をお願いします。

(報告)

○建山会長

市からの報告は以上である。

第1章の「市民が考えるまちの姿」については、もともと12項目あったところに防災に関する1項目を付け加えたということである。何か意見等はあるか。

○朝田委員

11～12ページの社会情勢認識について、③で人口減少社会において、都市間競争が発生しているとあるが、全国的に人口が減っていく中で人口増を図ることを前面に出すのではなく、公共の福祉の増進に重点を置くべきである。

また、④について、市税収入の厳しさなどが書かれているが、高齢社会の進展による社会福祉経費の増大が原因と捉えるのではなく、福祉施策を拡充することを考えるべきではないのか。公共施設などの社会資本整備は拡張するのではなく、維持管理の時代と考えるが、その視点が抜けているのではないか。

また、これからパブリックコメントを実施するということであるが、都市計画審議会はどのように関わることになるのか。

議 事 の 経 過

発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○建山会長	市より説明をお願いします。
○大塚部長	都市計画マスタープランは、都市計画法上は都市計画審議会の審議案件ではないが、本市の都市計画の基本方針となる計画であるので、改定にあたり、都市計画審議会委員の皆様からご意見を伺いたいと考えている。これからパブリックコメントを経て、いただいた意見を勘案し、必要に応じて案を修正した上で、1月に開催予定の都市計画審議会でご意見を伺う予定である。
○建山会長	社会情勢については、公共の福祉についても前提とした上で記載していると思うが、市の認識はどうか。
○大塚部長	<p>茨木に住み、働き、学ぶ人たちがこのまちに住んで良かったと思えるようにしたいという想いで全体を記述している。また、都市計画のマスタープランのため、都市計画に関する事項を中心にまとめている。</p> <p>また、膨張政策になっているのではないかというご指摘については、市の魅力向上等のために必要なものは進めていくという方針であり、公共施設の維持管理については42ページ等に特筆して記載している。拡大・膨張という視点で作成を進めているものではないことをご理解いただきたい。</p>
○建山会長	社会福祉経費の増加と公共施設の維持管理が対立関係にならないような表現にしてはどうか。
○大塚部長	表現については検討する。
○朝田委員	私は、大規模プロジェクト自体も見直しが必要と考えるが、それらを厳しい目で見直す必要があるという視点から書かれていない。
○建山会長	ご意見としてお伺いすることとしたい。
○米川委員	<p>第5次総合計画との関連性について、都市計画マスタープランは総合計画の主に第5章を具体化していると認識しているが、どこがどのように対応しているのか分かりにくい印象を受ける。都市づくりプランの各テーマが総合計画のどの部分を具体化しているのかということが分かると思う。</p> <p>また、「市民が考えるまちの姿」に「もしもの時の備えができているまち」が新たに加えられているが、「互助」については、「共助」に注</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>積をいれる形で書かれている。第5次総合計画では「互助」が明記されているため、整合性を図るようお願いしたい。</p>
○建山会長	<p>都市づくりプランが第5次総合計画のどの施策と関連しているのか分かるよう、表現を検討願いたい。</p>
○大塚部長	<p>第5次総合計画の策定において総合計画審議会でも議論があったが、防災分野では「互助」という言葉は一般化されているわけではない。</p> <p>一般的に防災では「自助」「共助」「公助」という言葉が一般的に使われていると理解している。</p> <p>都市計画マスタープランにおいては、「共助」の中に隣近所の助け合いの視点として「互助」を含むという解釈であるが、専門的な見地からのご意見いただければと思う。</p>
○紅谷委員	<p>防災分野では、「自助」「共助」「公助」が一般的である。「共助」は阪神淡路大震災の際、見ず知らずの他人を助ける精神を表す言葉として使われるようになった。また、新潟中越沖地震等でも隣近所の助け合いが大切であるとして、「互助」が使われるようになってきている。</p> <p>一言でまとめるのであれば、「共助」の中に「互助」が含まれると言って良いと考えるが、「共助」及び「互助」と使い分けても間違いではない。</p>
○建山会長	<p>第5次総合計画との整合性については注意頂きたい。</p>
○大塚部長	<p>検討させていただく。</p>
○福丸委員	<p>25ページの「色々なくらしができるまち」に生活利便施設等の確保が追加されているが、どのような施設を想定しているのか。</p> <p>また、30ページの「人に優しい交通システムを取り入れるまち」について、現行の都市計画マスタープランで書かれていたLRTや低騒音・低排ガスバスについて、削除した理由をお聞きしたい。</p>
○大塚部長	<p>身近なところで買い物ができる施設を想定しており、高齢化の進展等を背景に追加している。また、拠点間のネットワークの考え方については、35ページで示している。</p>
○田邊課長	<p>低騒音・低排ガスバスについては、普及しつつあるハイブリッドバスやEVバス等も含め記載させていただく。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福丸委員	<p>現行の都市計画マスタープラン策定時と比べて、市中心部にはコンビニエンスストアや大型薬局等ができているが、山間部なども想定して記載しているということか。</p>
○建山会長	<p>拠点には一定の生活利便施設の整備が必要ということである。</p> <p>続いて、第2章についてご意見があればお願いします。</p>
○朝田委員	<p>現在問題となっているのが、市民会館の閉鎖と阪急茨木市駅前の文化芸術ホールの建設である。平成30年竣工予定とのことだが、今後10年の計画でありながらその記述がないのはなぜか。</p> <p>43ページの「民間活動の誘導指針」に「民間の資金やノウハウを活用した公共施設の効率的な運用」とあるが、文化芸術ホールに関する事なのか。</p>
○建山会長	<p>第5次総合計画には記載されているのか。</p>
○柴崎副市長	<p>都市計画マスタープランでは、いわゆる「文化芸術ホール」についてではなく、一般論として記述している。</p>
○大塚部長	<p>PFI事業は様々な分野で適用することができ、今後はこういった手法を効果的に取り入れなければ、公共施設のマネジメントが難しい時代になってきていると認識している。</p>
○朝田委員	<p>文化芸術ホールについて記載されているかどうか、明確にしてください。</p>
○柴崎副市長	<p>今後は、一般的に、公共施設のマネジメント等にはPFI等の検討が必要であるということを示しているのみである。</p>
○朝田委員	<p>文化芸術ホール建設基本構想に関するパブリックコメントまで募集しているのに不誠実ではないか。</p>
○辰見委員	<p>誘導指針として「進めていきます」としているのではないか。実際に進めているということではないか。</p>
○柴崎副市長	<p>表現については常務委員会でも色々ご意見をいただいた上で、「行政施策の展開方針」、「民間活動の誘導指針」、「市民等が進めるまち</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>づくりへの支援」と表現を統一している。</p> <p>常務委員会では公共施設の効率的な運営を進めるという今後の大きな方向性を確認していただいた。</p>
○大塚部長	<p>96 ページの「(2) 民間との連携・協働」にあるように、道路などのインフラ整備への適用もあるという視点で PFI を捉えている。文化芸術ホール建設のために PFI について記載しているのではない事をご理解いただきたい。</p>
○建山会長	<p>常務委員会では、特定のプロジェクトを想定した議論はしていない。</p> <p>一般的に PFI により公共施設のマネジメントを進める時代になってきていることを確認した。</p>
○河本委員	<p>「都市構造・土地利用の考え方」の中に、多核ネットワークのイメージ図があり、生活拠点について書かれている。駅があれば拠点になり得るのかと思うが、生活拠点の設定や今後どのように位置付けていくのかをお聞きしたい。</p>
○大塚部長	<p>77 ページの都市構造図に拠点の位置を描画しているが、用途地域が商業系の地域や、商業施設等が立地するところとしている。</p> <p>都市計画的には小学校区ごとに1つ程度という設定も考えられるが、現状に即して設定しており、これらを今後も維持していくという意図で設定している。</p>
○河本委員	<p>生活拠点としている理由が分かるように工夫してほしい。</p>
○建山会長	<p>注釈をいれておくとわかりやすいのではないか。</p>
○大塚部長	<p>分かりやすくなるよう検討する。</p>
○福丸委員	<p>多核ネットワーク型都市構造に関連し、80 ページに「地域拠点・生活拠点」について書かれているが、施策例が記載されていないのはなぜか。</p>
○大塚部長	<p>拠点整備については、民間に委ねて進めるのは難しく、用途地域等による規制誘導等の行政施策が中心になるため、市民・民間との協働による施策例を記載していない。</p>
○福丸委員	<p>具体的な施策例がイメージしにくいということだが、10年経って整備</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>が進められていないということにならないようにしていただきたい。</p> <p>また、36 ページの水とみどりのネットワークについて、J R 茨木駅より西側の住民にとって、最も身近なみどりは万博公園である。吹田市域のため記載されていないのかもしれないが、茨木市民も利用しており、記載すべきではないか。</p>
○柴崎副市長	都市計画マスタープランは市域について記載するのが基本である。
○福丸委員	<p>万博は市の広域避難地にも指定されている。</p> <p>また、都市づくりプランの 40 ページに「無秩序な開発を抑制し、計画的な市街地整備を進める」とあるが、現行の都市計画マスタープランでは「無秩序な市街地の拡大を抑制する」とされている。どのようなに違うのか。</p>
○大塚部長	無秩序に市街地が拡大することは、抑えるべきであるという考えである。ただし、土地区画整理事業や本市の魅力や強みを活かすために都市計画で位置づけられた開発等については進めるという考えであり、基本的な考え方は変わっていない。
○福丸議員	<p>56 ページについて、先程の文化芸術ホールの件とも関係するが、「文化・芸術活動の支援」は民間活動の誘導指針に記載するのではなく、行政施策に記載すべきではないか。</p> <p>続いて、58 ページの「鉄道駅周辺等における拠点機能の強化」で、「賑わい、美化、交通利便」の向上を図るとあるが、市議会の建設常任委員会で視察に行った際、駅前の役割が変わってきているのではないかという意見があった。交通結節機能だけでなく、駅前で憩いくつろげる空間が必要ではないかと認識している。</p>
○田邊課長	駅周辺整備については、73 ページの「行政施策の展開方針」で、ゆとりある空間創出の検討について記載している。
○大塚部長	78 ページの施策展開方針にも記載している。大切な視点として認識しているため、明確となるよう追記するなどの検討をしたい。
○福丸委員	東芝スマートコミュニティ構想について記述されているが、決定事項という認識でよいか。民間の事業であるため、実現するか心配な面もある。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○柴崎副市長	これまでの東芝との協議から、確実に実現されるものと認識しているため記載している。
○建山会長	続いて、第3章についてご意見、ご質問があればお願いします。
○山崎委員	<p>99ページの都市計画や地区計画の提案制度の記述について、春日丘地区は第一種低層住居専用地域であり、コンビニエンスストアもない。近隣に生活拠点がなく、高齢者もJR茨木駅周辺のスーパーまで買い物に来なければならない状況であり、デリバリー利用が増えている。</p> <p>また、敷地面積が大きく、地区計画等の制限により敷地分割ができない状況である。みどりの空間も必要であるが、今後は地域の状況を考慮し、都市計画を検討していく必要があると思う。</p>
○大塚部長	<p>第一種低層住居専用地域でどのように生活利便施設を整備していくかは今後の重要な課題であると認識している。</p> <p>地域住民と話し合いを通じて、どのように整備するかという方針を定めた上で、必要に応じて用途地域の変更、地区計画の決定や変更等の対応をしていきたいと考えている。従来、都市計画は一度決定すると変更することは困難であったが、今後は後追いではなく課題に対応できるよう、都市計画を柔軟に運用していかなければならないと考えている。</p>
○朝田委員	第5次総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画の審議が並行して進んでいる。都市計画マスタープランが第5次総合計画にビルドインしていることについて、説明を丁寧にして欲しい。総合計画審議会では、十分説明されなかった。10年間両計画が並行して進むことになるため、丁寧な対応をお願いしたい。
○建山会長	第5次総合計画についてのご意見とさせていただく。
○朝田委員	<p>都市計画マスタープランにおいても同様に対応いただきたい。</p> <p>民間との連携・協働については慎重にすべきという立場である。PFI・PPPについては慎重に対応すべきであると思う。</p>
○大塚部長	<p>都市は公共だけが整備するものではなく、民間による活動等と連携することが重要である。民間において地域を経営するという動きが生まれており、税に代わるものを徴収して運営している流れもある。</p> <p>大阪市版BIDがはじまるなど、こういった動きに注目しており、民間の創意工夫が活かせるところは活かしていきたい。まちの経営をまちに</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>関わるものが行っていくと都市再生特別措置法にも位置付けられていることも踏まえ、民間との関わり方を限定的に捉えず、都市全体で広く捉えていきたいと考えている。</p>
○朝田委員	<p>民間との連携・協力自体は否定しているのではない。行政が担ってきた部分が制度的に後退し、民間・市民に押し付けることにならないようにして欲しい。これまでの行政水準を維持し、さらに良くするために連携するという考えで進めるべきだと思う。</p> <p>民間との連携については、大型事業に失敗例が多いという点も指摘しておきたい。</p>
○建山会長	<p>民間との連携によって市民サービスが退化することにならないようにして欲しいとのご意見であると理解した。</p>
○米川委員	<p>現行の都市計画マスタープランでは評価指標が定められていないが、今回は第5次総合計画と連動して評価を行うとのことである。「個別事業の検証」は、どのように行うのか説明願いたい。</p>
○田邊課長	<p>都市づくりは事業が長期にわたるものや徐々に効果が上がるものが多く、短期間での効果測定が難しいという面がある。そのため常務委員会でも意見をいただいたが、第5次総合計画と連携して施策評価を行うこととしたい。また、総合交通戦略や景観計画等の関連計画においても、それぞれ短期、中期で進める施策を掲げているため、個別事業の検証は各計画での評価となり、それらを総合的に検証し都市計画マスタープランの評価としたい。</p>
○辰見委員	<p>第2章の78ページに、中心市街地における文化・芸術活動の支援とあり、第3章で第5次総合計画と連携した進捗管理について書かれている。92ページには、「計画を推進することが重要だと考えます」とあるが、文化芸術ホールについては第5次総合計画も含め一切書かれていない。文化芸術ホールの建設構想についてはどのように議論されたのか。</p>
○大塚部長	<p>今日審議いただいているのは都市計画マスタープランである。都市計画では、例えば駅前には文化的な機能が必要である、芸術的な機能を集積するといったレベルの記述としている。文化芸術ホール建設については都市計画で定めるものではないが、道路などのインフラ整備や拠点における機能の誘導については都市計画マスタープランに記載している。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○辰見委員	本日出席の委員は文化芸術ホールの建設構想について認識されているのか。文化芸術ホールについても、パブリックコメントを募集する前に、案について審議されるべきである。
○楚和副市長	文化芸術ホール建設基本構想については、別途審議会を開催し、議論された上でパブリックコメントを実施している。
○辰見委員	78 ページの中心市街地における文化芸術活動の支援には、「ホールを建てる」ことは含まないと理解して良いか。委員の皆様は文化芸術ホール建設について審議されたのか。
○大塚部長	都市計画マスタープランは、都市計画やまちづくりの基本的な方針を示す計画であるため、施設を建設するか否かについては議論の対象としていない。中心市街地の活性化において、文化芸術活動は大きな要素であり、市として支援していくが、施設の建設とは別である。都市計画マスタープランではアーティストやデザイナー等とのものづくりのコラボレーションによるビジネス創出や、シェアアトリエの整備が必要であるなどの記載をしている。都市の中心部には人が集まるため、文化芸術活動を重要なまちの活性化に重要な要素として支援していくという方向性を明確にしている。
○辰見委員	文化芸術ホール建設基本構想には、ホール建設を検討どころか推進すると書かれている。「推進する」ということは何が何でも建設することではないか。「検討する」という表現も、実施することを前提としている。「考える」という表現であればまだよいが、都市計画マスタープランでも「推進する」を多用し過ぎである。 委員の皆様は文化芸術活動について、どの程度議論されたのかお聞きしたい。
○大塚部長	施設を建設するしないではなく、市として、中心市街地で芸術文化活動を支援していく方針であるということをご理解いただきたい。
○建山会長	都市計画審議会では、文化芸術ホールを建設するか否かについて議論するつもりはない。茨木市で今後文化芸術活動をどのように支援していくかという方針についての議論をすべきであり、文化芸術ホール建設については他の場で議論すべきである。 委員の皆様から意見があれば、お聞かせいただきたい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○岸田委員	<p>常務委員会では施設を建設するという議論はなく、茨木市として、皆が住みやすいまちをどのようにつくっていけばよいのかという視点で議論してきた。施設建設については、議論すべきでないと思う。</p> <p>常務委員会では、生活拠点や地域拠点においては、大きなスーパーではなく小さくても生活に必要なものが揃う店をつくるなど、小さなところからひとつずつつくっていかうというような議論をしている。</p> <p>文化芸術ホールなどのような特別大きな施設が必要とは思っていないが、もし必要なのであれば建てればよいと思う。</p>
○建山会長	<p>個別のプロジェクトについては別で議論していただくとして、都市計画マスタープランでは都市計画の方針をとりまとめた。</p>
○秋山委員	<p>例えば 66 ページの「本市の状況・社会的な背景」では、現状と今後の課題が混在した記載となっているため、例えばタイトルを「事故の多発」ではなく、課題に善処するという記載として欲しい。</p>
○建山会長	<p>他の項目についても再度確認をお願いします。他に意見等はないか。それでは、本日委員から出た意見に対する対応については、私と市で調整し、10月14日からパブリックコメントを実施することにする。パブリックコメントで出された意見を踏まえ、最終案として次回の都市計画審議会で報告していただくことにする。</p> <p>続いて、市より今後のスケジュールについての報告をお願いします。</p> <p>(報告)</p>
○建山会長	<p>何か質問があればお願いします。</p> <p>(質問なし)</p>
○建山会長	<p>特にないようであるので、以上をもって、平成26年度第2回茨木市都市計画審議会を閉会する。</p> <p>最後に事務局より連絡事項があるため、事務局にお返しする。</p>
○石野係長	<p>今後の審議会の日程についてご連絡申し上げます。</p> <p>生産緑地地区の変更に係る審議を行う常務委員会を、11月17日(月)午後3時から、市役所南館6階第2会議室にて開催予定である。</p> <p>担当委員の皆様は、ご出席賜るようお願い申し上げます。</p> <p>(17時10分閉会)</p>